

い〜ね保育園の概要

施設名称	い〜ね保育園
運営主体	認定NPO法人じゃんけんぽん 高崎市棟高町954−8
代表者 (施設長)	理事長 井上 謙一
施設長代理 (苦情受付)	副理事長 佐塚 昌史 TEL:027-350-3191(本部事務局)
連絡先	TEL:027-373-3070(保育所直通)
所在地	高崎市棟高町220−1
開設年月日	平成30年6月1日
定員	19名(職員枠10名、地域枠9名) (職員枠の内2名以上自法人で確保、残りは連携企業を含む)
職員	保育士10名 調理員2名
規模	敷地面積 384.96㎡ 延床面積 133.32㎡
構造	木造 平屋建て
嘱託医	小児科 吉澤幸弘(よしざわこどもクリニック) 高崎市棟高町1497-4 歯科 本多善考(本多歯科医院) 高崎市塚田町215-4

基本理念
たくましく生きる力
保育方針
〈心〉豊かな心を育む
〈身体〉すくすく元気な身体を作る
〈地域〉地域みんなで育む
〈愛情〉愛情豊かな保育
保育目標
・自ら感じ考え自分と周りの人を大切にすることを育てます
・基本的生活習慣を身につけ、心身ともに調和のとれた幼児を育てます
・地域の人とのかかわりやふれあいを大切にし、かけがえのないつながりを創っていきます
・一人ひとりの子どもを十分に愛し、子どもの個性を受け止め、伸ばしていきます

保育を提供する曜日・時間 / 保育料

● 開所日及び休所日	
開所日	月曜日から土曜日まで※
休所日	年末年始

※但し、土祝日は利用者が見込まれない場合等において、休園日とすることがあります。

● 開所時間	
保育標準時間認定を受けた方	8:00～19:00(最大11時間)
保育短時間認定を受けた方	8:00～16:00(最大8時間)
延長保育を含む最大時間	7:00～20:00 ※※

※※但し、延長保育は予めご相談いただき、事業所体制上で可能な場合のご対応となります。

- 保育料
<月額>年度の初日前(4/1)における満齢に応じて次のとおりです。

	0歳児	1、2歳児	3歳児	4歳児以上
職員枠	21,000円	17,000円	10,500円	9,500円
職員枠無償化対象※	0円		0円	
地域枠	28,000円	22,000円	15,500円	13,500円
地域枠無償化対象※	0円		0円	

※保育の必要性のある児童(地域枠は居住市町村による保育認定、職員枠は当法人による認定)

- <給食費>
 - 3歳児以上・・・月額5,500円(主食費1,000円 副食費4,500円)
 - 0・2歳児・・・上記保育料以外で別途給食費(主食・副食費)の負担はありません。

- <その他必要>
 - 延長保育・・・職員枠 200円/時、地域枠 600円/時
 - 夕方おやつ代・・・100円
 - レクリエーション費用・・・実費立替相当　　* 個人持ち用品代・・・実費立替相当
- <職員枠の特例措置>
 - ※職員の家族構成等に応じて、法人内で別途定める福利厚生制度の対象に該当する場合、保育料の減免等を講じることがあります。

● 一時預かり	
<預かり時間>	
標準時間	8:00～16:00(最大8時間)
延長を含む最大時間	8:00～19:00(最大11時間)

<日額>					
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
職員枠	3,200円	2,000円	1,500円	1,500円	1,500円
地域枠	—	3,500円	2,500円	2,500円	2,500円

- <その他必要>
 - *延長保育および短時間保育・・・10分 100円
 - *給食代・・・200円　おやつ代・・・100円

虐待防止のための措置
・当園では、子どもの人権擁護・虐待防止のために必要な体制・マニュアルを整備し、職員による虐待等の行為の禁止、虐待防止や人権に関する啓発のための職員研修の実施など、児童虐待防止に必要な措置を講じます。
・職員または養育者による子どもへの虐待を発見した場合には、児童虐待防止に関する法律の定めに従い、関係機関に通報します。(西部児童相談所 027-322-2498)

保険について
事故の発生を未然に防ぐため、注意を払っておりますが、万が一の場合に備えて保険に加入しております。但し、天災等による不可抗力や第三者行為による事故の場合、保険が支払われない場合もあります。
■損保ジャパン株式会社

損害賠償責任保険	対人1名1億円	対人1事故4億円	対物1事故1千万円
----------	---------	----------	-----------

■日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」		
災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 <ul style="list-style-type: none">・医療保険外の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分)
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの <ul style="list-style-type: none">・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 <ul style="list-style-type: none">・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円〔通学(園)中の災害の場合 2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
突然死	運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合 1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

共済掛金(年額)	
保護者等負担額 315円 (特定非営利活動法人じゃんけんぽん負担額 50円)	
※負担金額は年額です。	

緊急時・非常災害時の対応について
当園では緊急時・非常災害時のマニュアルを作成しております。また、非常災害時に備え、月1回以上避難訓練を実施しています。

緊急時・非常災害時の対応について
当園では緊急時・非常災害時のマニュアルを作成しております。また、非常災害時に備え、月1回以上避難訓練を実施しています。

第一避難場所		
非常災害時において、遠くへ避難しなくても大丈夫と判断した場合		
い〜ね保育園 園舎・園庭		
指定避難場所		
非常災害時において、園舎周辺が危険と判断した場合、お迎えの場所が変わります。		
堤ヶ岡小学校	373-2236	棟高町 2227-1

非常災害時の避難方法
災害状況により、道路・建物の損壊状況を確認し、車か徒歩で避難いたします。

緊急時・非常災害時の連絡方法
下記の順序で保護者の方へお知らせいたします。
①登録された緊急連絡先へメール配信
②登録された緊急連絡先へ電話
③NTT 災害時伝言ダイヤル「171」

その他
・当園は過去に事業停止命令又は施設閉鎖命令を受けたことはありません。